

令和2年1月27日

保護者の皆様

島根県立邇摩高等学校
校長 吉川 靖

インフルエンザ流行の予防について（お願い）

厳冬の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素は、本校の教育活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今週になり校内においてインフルエンザに罹患する生徒、または体調を崩し欠席や早退する生徒が増加しております。本日より、1年2組は学級閉鎖の対応をいたしました。つきましては、下記事項にご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

○お子様が体調不良を訴えられたり、ご家族にインフルエンザに罹患されている方がおられたりする場合は、登校前に必ず検温をしてください。

○発熱、寒気、関節痛など、インフルエンザが疑われる症状がある場合は必ず受診してください。

○風邪症状がある場合や、ご家族にインフルエンザに罹患された方がおられる場合は、マスクを着用して登校させてください。

お子様がインフルエンザと診断を受けられた場合の対応につきましては、裏面をご参照ください。

インフルエンザによる出席停止の措置について

1 出席停止期間について

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法施行規則に従って、出席停止の措置をとります。

出席停止の期間

「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

- ・感染拡大防止のため、必ず停止期間を守ってください。
- ・「発症」とは「発熱」を目安とします。
- ・発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間が延長されます。

例		発症日	発症後5日を経過							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	
		出席停止	→					登校可能		
2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	発症後6日目		
		出席停止	→					登校可能		
3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	→					登校可能		
4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	→					登校可能		
5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	→					登校可能		

* 医師から上記の「出席停止期間の基準より早く登校して良い」と指示された場合は、必ず再受診し登校の許可を得てください。

2 登校開始の際に持って来ていただく物について

* 診断書は必要ありません。

* インフルエンザに罹ったことがわかる物、例えば「処方箋」または「薬の説明書」などの写しを提出してください。